

京都大学放射性同位元素総合センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第四十九号)

京都大学放射性同位元素総合センター規程(昭和五十一年達示第四十一号)の全部を次のように改正する。

京都大学放射性同位元素総合センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター(以下「放射性同位元素総合センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 放射性同位元素総合センターは、学内共同利用の放射性同位元素関係の施設、設備を管理・運営し、本学の教員その他の者の共用に供するとともに、放射性同位元素等取扱者の教育・訓練その他必要に応じて放射性同位元素等の管理及び利用についての助言等を行い、併せて放射性同位元素に関する基礎的・応用的研究を行う。

(センター長)

第三条 放射性同位元素総合センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、放射性同位元素総合センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 放射性同位元素総合センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 放射性同位元素総合センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(事務組織)

第六条 放射性同位元素総合センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第七条 この規程に定めるもののほか、放射性同位元素総合センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学放射性同位元素総合センター協議員会規程(昭和五十一年達示第四十二号)

二 京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程(昭和五十一年達示第四十四号)

三 京都大学放射性同位元素総合センター長候補者選考規程(昭和五十一年達示第四十五号)